

国分寺市体育施設 指定管理者募集要項

令和4年7月

国分寺市

目 次

1	対象施設の名称, 所在地, 設置目的, 規模その他施設に係る概要	2
2	指定管理者が管理する業務の範囲	2
3	自主事業の提案	3
4	利用料金制に関する事項	3
5	指定期間	4
6	指定管理費	4
7	応募資格	4
8	申請手続	4
9	指定管理者候補者の選定等	6
10	選定後の手続等	7
11	仮協定書及び本協定書で締結する事項	7
12	指定管理者に係る基本事項	8
13	その他特記事項	9
14	担当課	9

本市においては、平成 20 年 4 月から指定管理者制度を活用し、体育施設を運営しています。新たに指定管理業務を希望される団体又は法人（以下「団体等」という。）を以下のとおり募集しますので、この要項に基づき申請してください。なお、申請に当たっては、必ず、「指定管理者制度の運用指針」（市ホームページに掲載）をよくお読みください。

1. 対象施設の名称、所在地、設置目的、規模その他施設に係る概要

(1) 施設の名称・所在地

- | | |
|-------------------|--|
| ①国分寺市民スポーツセンター | 小平市上水本町六丁目 22 番 1 号 |
| ②国分寺市民ひかりスポーツセンター | 国分寺市光町一丁目 46 番地 8
(複合施設国分寺市ひかりプラザ内) |
| ③国分寺市民戸倉野球場 | 国分寺市戸倉一丁目 31 番地 1 |
| ④国分寺市民けやき運動場 | 小平市上水本町六丁目 22 番 2 号
(国分寺市立けやき公園敷地内) |
| ⑤国分寺市民本多武道館 | 国分寺市本多二丁目 1 番 18 号 |
| ⑥国分寺市民戸倉第一テニスコート | 国分寺市戸倉一丁目 28 番地 14 |
| ⑦国分寺市民戸倉第二テニスコート | 国分寺市戸倉二丁目 5 番地 2 |
| ⑧国分寺市民室内プール | 国分寺市西恋ヶ窪三丁目 32 番地 6 |

(2) 設置目的

国分寺市体育施設条例（昭和 46 年条例第 15 号）及び国分寺市民スポーツセンター条例（昭和 60 年条例第 28 号）に基づき、市民の体育及びレクリエーション等の振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するための施設です。

(3) 規模その他施設に係る概要

規模等の詳細については、別添の指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

2. 指定管理者が管理する業務の範囲

指定管理者は、対象施設の運営及び維持管理に係る次の業務を実施します。
具体的内容は仕様書を参照してください。

(1) 業務の範囲

- ①施設の使用承認等及び使用料の納入等に関すること。
- ②使用承認の変更及び取消しに関すること。

- ③施設使用料の減免に関すること。
- ④施設の使用に伴う利用者への便宜の寄与に関すること。
- ⑤施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
- ⑥施設の簡易修繕業務に関すること。
- ⑦スポーツ事業に関すること。
- ⑧国分寺市スポーツ推進計画に関すること。
- ⑨東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承した更なるスポーツの推進に関すること。
- ⑩その他施設の管理運営に関し、市長が必要と認めること。

(2) 業務に係る条件

- ①開館日は通年とします。ただし、国分寺市体育施設条例施行規則（平成 27 年規則第 53 号）第 2 条及び国分寺市民スポーツセンター条例第 3 条に規定する休館日・休場日は除きます。
- ②業務時間等は仕様書によることとします。

(3) 業務に係る水準

仕様書を参照してください。

3. 自主事業の提案

- (1) 「自主事業」とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し、行う事業です。市民サービスの向上に寄与する効率的かつ効果的な「自主事業」の提案をしていただきます。なお、事業に係る経費については、原則として指定管理者の自己財源（講座等の参加者負担金等を含む。）で賄うものとします。
- (2) 自主事業の提案は、提出書類の事業計画及び企画提案書により提案してください。また、自主事業収支計算書（書式任意）を提出してください。
- (3) 提案された自主事業の内容や実施については、全て市と協議の上、決定します。

4. 利用料金制に関する事項

使用料の収入は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項の規定により、利用料金制を採用します。

(1) 施設使用料収入の実績	平成 30 年度使用料収入	40,413,950 円
	令和 元年度使用料収入	42,341,875 円
	令和 2 年度使用料収入	30,083,287 円
	令和 3 年度使用料収入	32,519,200 円
	<u>※ 4 年間の平均使用料収入</u>	<u>36,339,578 円</u>

5. 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

ただし、国分寺市民戸倉野球場については、令和6年3月31日までとします。

6. 指定管理費

指定期間中に市が負担する額の上限額は、以下のとおりとします。

申請の際は、この上限額以内で収支計算書における指定管理料を設定してください。

令和5年度から令和9年度までの5年分総額の上限額1,079,460,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

7. 応募資格

(1) 対象施設の管理運営を、安全かつ円滑に行える団体等であること。

(2) 団体等又は代表者が、次の事項のいずれにも該当しないこと。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

②申請期間において、国分寺市から指名停止措置を受けているもの

③法人の場合は、最新の営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税を滞納しているもの。法人以外の団体の場合は、代表者の最新の所得税、個人住民税、個人事業税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの（申請者の所在地が東京都特別区にある場合は、法人市民税は法人都民税、市民税は特別区民税となります。）

④会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始している法人

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体

⑥国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第31条）第3条第2項から第4項までに規定するもの

(3) 対象施設に、別紙仕様書の範囲で資格を有する人員を配置できること。

(4) 対象施設に、防火管理者の資格を有する人員を配置できること。

8. 申請手続

(1) 募集要項の配布

①配布日時：令和4年7月19日（火）から令和4年7月29日（金）まで

上記期間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

※ただし、土・日曜日を除く。

②配布場所：国分寺市役所第3庁舎4階 市民生活部スポーツ振興課

※国分寺市ホームページからダウンロードもできます。

(2) 提出書類

別表「提出書類一覧表」を参照してください。

(3) 現場説明会

①日 時：令和4年8月3日（水）午後2時から

②場 所：国分寺市民スポーツセンター2階会議室

（小平市上水本町六丁目22番1号）

全体説明・施設現場案内（市民スポーツセンター・市民けやき運動場）

※その他の施設については、各々現場確認を実施してください。

③注意事項：1団体2名まで。原則参加いただくことを前提とします。

参加できない場合は、8月2日（火）午後5時までに電話で担当課まで御連絡ください。

(4) 質疑及び回答

質問は、下記受付期間内に文書により行うこととします。持参、郵送、ファクシミリ、Eメールいずれの方法でも受け付けます。回答は、質問をした団体等に、ファクシミリ又はEメールで送付します。

また、寄せられた質問を取りまとめ、随時市ホームページに回答を掲載します。

質問受付期間 令和4年7月19日（火）から8月5日（金）まで

質問回答期限 令和4年8月17日（水）

※回答が遅れる場合には、御連絡いたします。

(5) 申請書等の提出

①提出期間：令和4年8月17日（水）から8月26日（金）まで

午前9時から午後5時まで

②提出先：国分寺市役所第3庁舎4階 市民生活部スポーツ振興課

必要書類を整えて、上記窓口まで持参してください。

郵送等の提出や提出期限を過ぎた場合は、受け付けません（提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。）。

また、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合があります。

原則として、一度提出し受け付けた書類の訂正や差し替え等はできませんので、注意の上、作成処理をお願いします。

※申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(6) 申請書類・審査に関する情報公開等

提出された書類等は、指定管理者制度の運用指針に記載のとおり、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）の規定による情報公開対象文書、国分寺市ホームページ及びオープンナーにおける公表文書並びに市議会の委員会審査における提出資料となります。

9. 指定管理者候補者の選定等

(1) 資格審査

次に該当する申請は、資格がないものとします。

- ① 資格要件を欠くもの又は提出書類に不備があるもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ③ その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 選定委員会による審査

市が設置する指定管理者候補者選定委員会で、下記の事項について評価基準に基づき評価を行います。選定の際の評価の基準は、次のとおりとします。

- ① 団体等の理念・姿勢
- ② 団体等の安定性
- ③ 団体等の継続性
- ④ 団体等の運営の透明性・公平性
- ⑤ 団体等の運営における法令等の遵守状況
- ⑥ 運営実績
- ◎ ⑦ 効率的・効果的運営への取組状況
- ⑧ 受託への熱意・意欲
- ◎ ⑨ 事業運営の独創性
- ◎ ⑩ 施設管理の安全性への配慮
- ⑪ 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）
- ⑫ 社員等の育成状況
- ⑬ 個人情報保護対策状況
- ◎ ⑭ 自主事業等の提案
- ⑮ 障害者の雇用状況
- ⑯ 高齢者の雇用状況
- ⑰ 管理運営に必要な提案金額
- ⑱ 環境への配慮
- ⑲ 地域雇用の状況（現状及びこれからの計画）
- ◎ ⑳ 災害時の対応
- ◎ ㉑ 地域との連携

(3) プレゼンテーション

2次審査として、(2)の①～㉑の内「◎」の項目についてプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは、書類審査による1次審査で7割以上の評価を得た応募者を対象に、非公開で実施します。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、申請者に書面で通知します。審査内容及び選定理由についての問合せにはお答えできません。

10. 選定後の手続等

(1) 仮協定書の締結

指定管理者の候補者を決定後、速やかに仮の協定書を締結します。

(2) 市議会の議決

指定管理者の候補者を選定後、指定に係る議案を市議会に提出し、市議会の議決を得ます。ただし、議決を得るまでの間に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、議決を得ることができなかつた場合において指定管理者の候補者が支出した費用等については、当該候補者の負担とします。

(3) 本協定の締結

指定管理者の指定及び本協定締結は、議会の議決後に行います。

11. 仮協定書及び本協定書で締結する事項

(1) 市の条例・方針等の遵守に関する事項

(2) 指定期間に関する事項

(3) 事業及び管理業務の実施内容に関する事項

(4) 施設の安全対策に関する事項

(5) 災害等の緊急時の対応に関する事項

(6) 苦情対応に関する事項

(7) 事業計画及び事業報告に関する事項

(8) 業務実施状況等の確認に関する事項

(9) モニタリング・評価に関する事項

(利用者アンケート調査の実施及び事業実施状況の自己評価)

(10) 指定管理者に支払うべき管理費用に関する事項

(11) 施設使用料の扱いに関する事項

(12) 事故等に係る損害賠償請求に関する事項

- ・ 指定管理者と利用者との間に生じた損害賠償に関する事項
- ・ 指定管理者と市との間に生じた損害賠償に関する事項
- ・ 期間の途中で相手から解約の申出があつた場合の損害賠償に関する事項

(13) 指定の取消しや指定期間満了により指定管理者が変更になる場合に、従来の指定管理者に対して、管理運営に必要な事項等について新指定管理者に引継ぎを行う義務を課すための事項

- (14) 原状回復に関する事項
- (15) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (16) 権利・義務の譲渡の禁止等に関する事項
- (17) 個人情報の保護に関する事項
- (18) 情報公開に関する事項
- (19) 文書の管理・保存の徹底に関する事項
- (20) 監査委員による監査に関する事項
- (21) その他特に必要な事項（具体化したサービス水準等）

12. 指定管理者に係る基本事項

(1) 関係法令の遵守

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、国分寺市体育施設条例、国分寺市民スポーツセンター条例、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、国分寺市個人情報保護条例（平成 11 年条例第 34 号）、国分寺市情報公開条例、国分寺市オンブズパーソン条例、国分寺市公共調達条例（平成 24 年条例第 35 号）、国分寺市暴力団排除条例その他関係法令を遵守するとともに、公平性の保持、安全確保に努めていただきます。

(2) 管理人員

仕様書を参照してください。

(3) 指定管理に係る経費

選定された指定管理者が申請の計画で提示した業務を実施するために必要な経費額を基に、指定管理費、支払時期及び支払方法等を協定により定めます。

(4) 業務の委託

包括的な業務の委託は認められません。個別の業務（清掃・保守点検業務等）の委託については、事前に本市との協議が必要です。

(5) 障害者差別解消法等に基づく対応

指定管理者制度導入施設は、市が設置した公の施設であることから、指定管理者においても、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成 30 年東京都条例第 86 号）に基づき、不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供について適切に対応する必要があります。

(6) 責任者氏名の公開

指定管理者の指定後、施設管理者等の責任者氏名は公開となります。

(7) その他

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために、本市が行う指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、地

方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

13. その他特記事項

(1) 賃貸借物件の取扱い

対象施設には、土地を借用しているものがあります（該当の施設は仕様書を参照してください）。このため、維持管理に当たって所有者との協議が必要な場合は、市が主体となって協議しますが、説明のために同行を求める場合があります。

(2) 事前準備等

指定管理者となる団体等は、本協定締結後速やかに必要な準備業務を行ってください。準備業務には、現指定管理者及び市職員との引継ぎ、指定管理者の職員の教育・訓練等を含みます。なお、準備業務に係る経費は、指定管理者の負担となります。

(3) 地域雇用の推進

新たに人員を雇用する際は、市内在住者の雇用を推進してください。

(4) 接触の禁止

本件業務に関係する市職員との接触により、申込み及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合、失格や指定の取消しとなります。

(5) 国分寺市民室内プール駐車場の管理

国分寺市民室内プールの駐車場については、土地を借用し設置しています。プール駐車場の管理業務については、市と指定管理者となる団体等とで管理に関する随意契約を締結し、指定管理期間中は管理を依頼することとなります。なお、令和 6 年度以後のプール駐車場の借用については未定です。

(6) 国分寺市立けやき公園の管理

国分寺市民スポーツセンターに隣接した国分寺市立けやき公園の管理業務については、市と指定管理者となる団体等とでけやき公園の管理に関する随意契約を締結し、指定管理期間中は管理を依頼することとなります。

(7) 個人情報保護制度の変更予定

個人情報の保護に関する法律の一部改正が行われ、令和 5 年 4 月 1 日に全面施行されることに伴い、国分寺市においても、個人情報保護条例等、関連する諸制度の変更を予定しています。制度変更後の指定管理業務における個人情報の保護に関する事項については、必要に応じて協議することとします。

14. 担当課

〒185-8501

国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

国分寺市市民生活部スポーツ振興課

電 話 : 042-325-0111 内線 278

F A X : 042-323-9062

メール : sports@city.kokubunji.tokyo.jp

提出書類一覧表

様式のサイズはA4版とします。ただし、官公庁の証明等で様式サイズが異なる場合は、この限りではありません。

1. 事業者の概要・財務状況等に係る提出書類（正本1部、副本8部。副本は写し可）

提出書類	記載内容等
(1) 指定申請書	国分寺市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則第2条関係様式第1号
(2) 事業者概要 (様式任意)	団体の沿革 時系列で記載し、団体の事業内容も具体的に記載
	代表者の履歴
	役員名簿 他の法人との兼職者があるときはその旨も記載
	団体の運営に関する資料 経営理念・方針と経営の効率化透明性の確保、管理体制等がわかる内容のもの
	施設管理運営の実績 同様な施設での指定管理・管理運営委託等の実績を一覧で示すこと（全件網羅しなくてよい）。 また運営期間がわかる協定書・契約書等を添付すること（できるだけ長期にわたり受託を継続していることがわかるもの1件でよい）。 指定管理に係る取組・考え方については「事業計画及び企画提案書」の項目6に記載すること。
(3) 定款	最新のもの
(4) 法人登記簿謄本等	法人の場合は、現在事項全部証明書 団体の場合であって、法人格を有しない場合は、団体の代表者の身分証明書 (申請申込の日前3か月以内に発行されたもの。)
(5) 印鑑証明	申請申込の日前3か月以内に発行されたもの。
(6) 財務関係書類 (様式任意)	指定申請書を提出する日の属する事業前年度を含む過去3か年の財務諸表及び科目内訳明細書

(7) 納税証明書等	①納税証明書その1 (法人税) ※団体の場合であって、法人格を有しない場合は、団体の代表者の所得税の納税証明書 ②納税証明書その1 (消費税及び地方消費税) ③法人事業税の納税証明書 ※団体の場合であって、法人格を有しない場合は、必要なし。 ④法人住民税の納税証明書 ※団体の場合であって、法人格を有しない場合は、団体の代表者の個人住民税の納税証明書
(8) 共同事業体協定書兼委任状	共同事業体を構成する団体名等 ※共同事業体で申請する団体のみ必要

2. 事業運営に関する計画書等 (正本1部, 副本8部。副本は写し可)

提出書類	記載内容等
事業計画及び企画提案書	項目ごとに具体的に記載
収支計算書	次の事項に留意し、事業年度ごとに区分して作成 (1) 事業年度4月1日から翌年3月31日までの計算 (2) 指定管理業務の実施に係る経費項目及び積算根拠などを具体的に記載 (一般管理費等の施設管理に直接関わる費用以外の経費を計上する場合は、その根拠を含む。) (3) 指定管理者に支払う対象の経費とするもの。 (4) 消費税
自主事業収支計算書	次の事項に留意し、事業年度ごとに区分して作成 (1) 事業年度4月1日から翌年3月31日までの計算 (2) 自主事業の実施に係る経費項目及び積算根拠などを具体的に記載 (3) 消費税
人員配置計画書	管理運営上の適正な人員配置とするもの

※各書類には、ページ番号及びインデックスを付けてください。